

権利擁護支援における対応フローについて

丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会

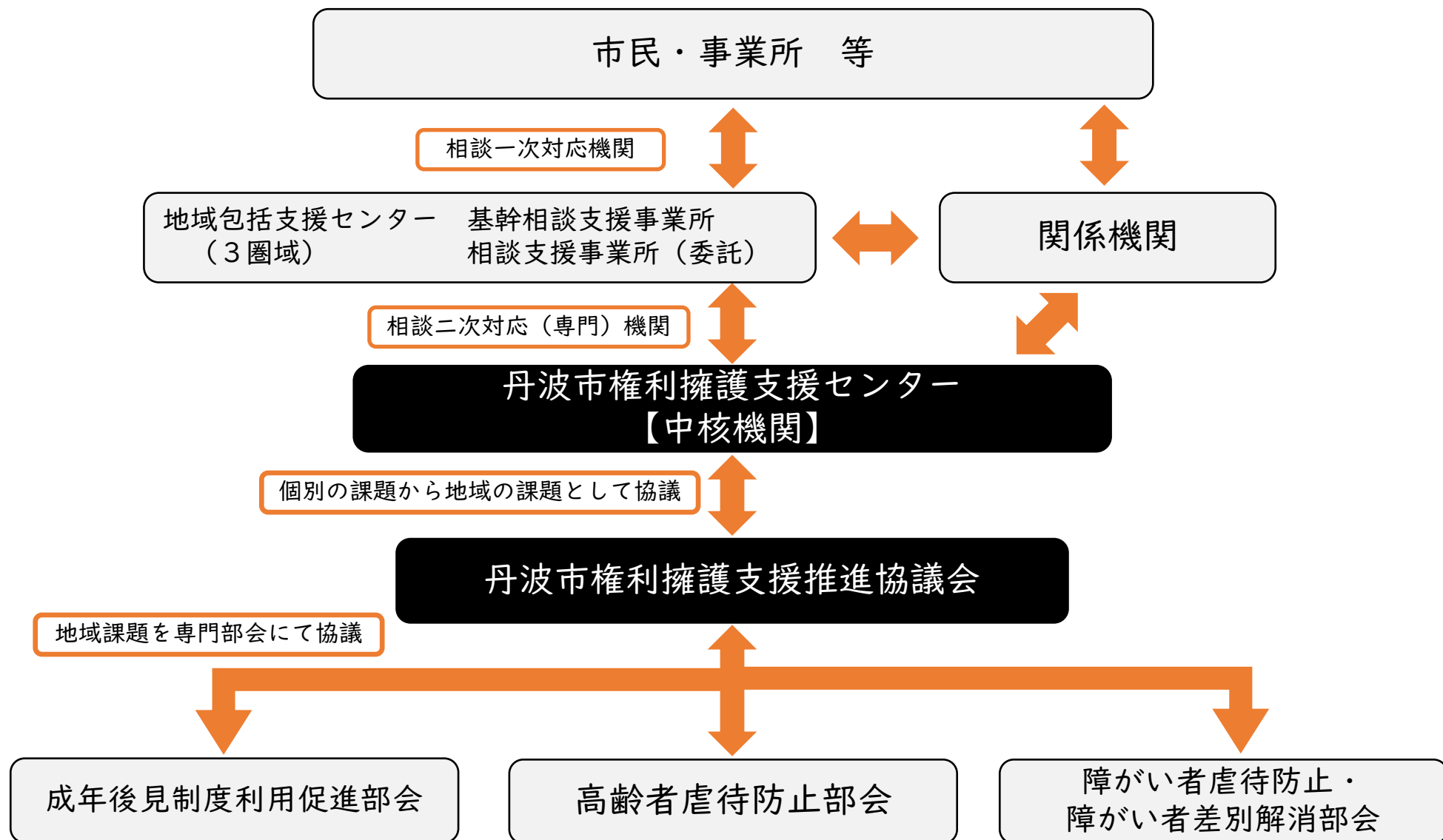
社会福祉課 福祉総合相談係

R 5 . 7 . 20

- (1) 権利擁護支援における全体フロー
- (2) 相談フロー ・ 相談時の具体的な流れ
- (3) 丹波市権利擁護支援推進協議会

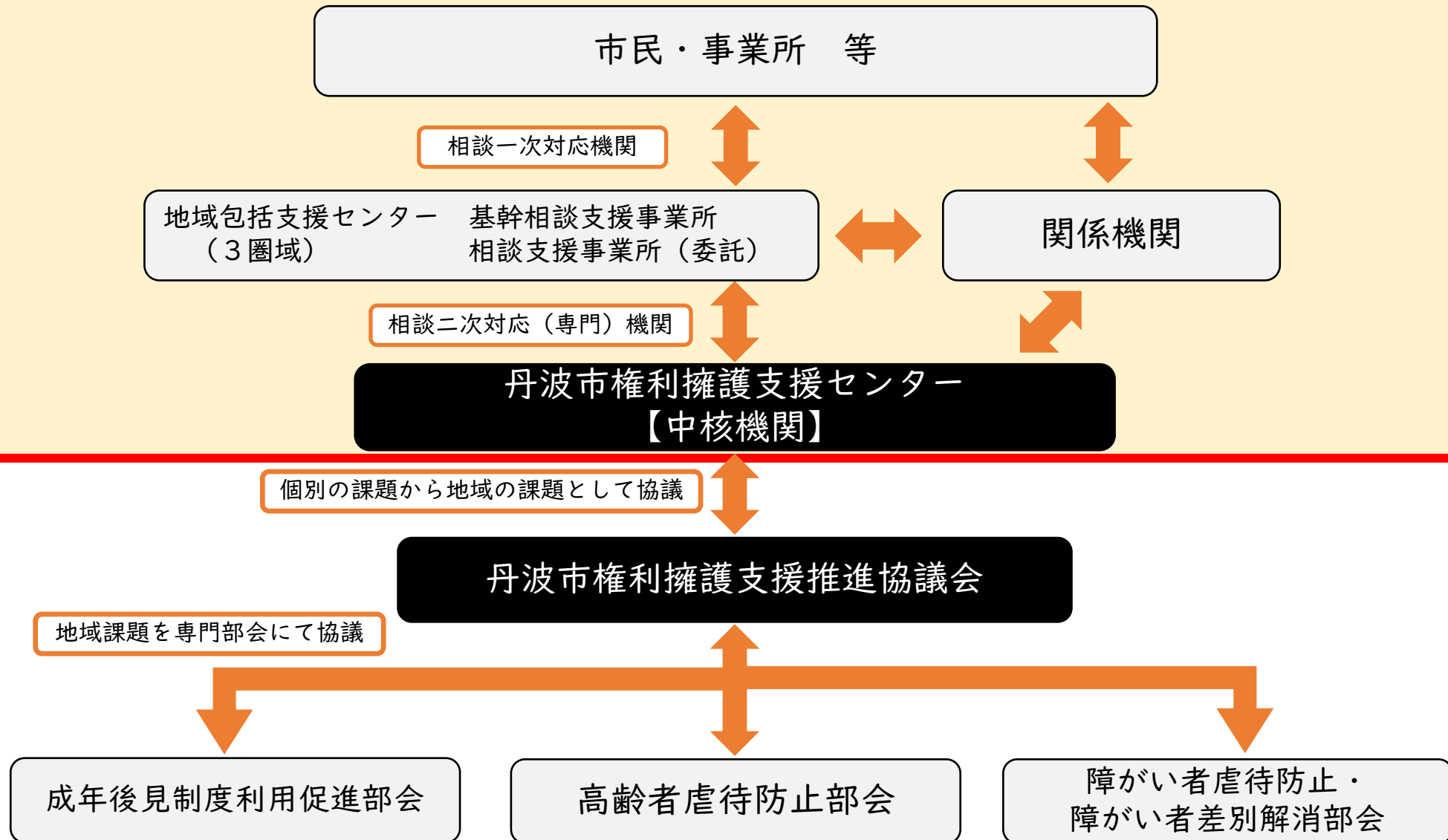
(1) 権利擁護支援における全体フロー

権利擁護支援における全体フロー

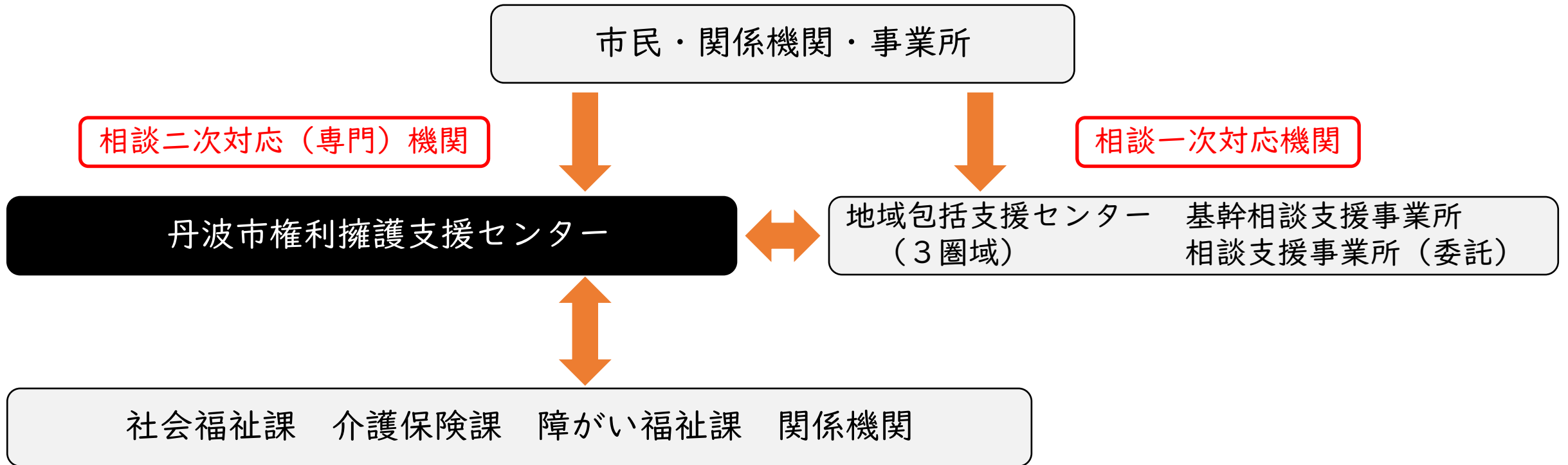


（２）相談フロー ・ 相談時の具体的な流れ

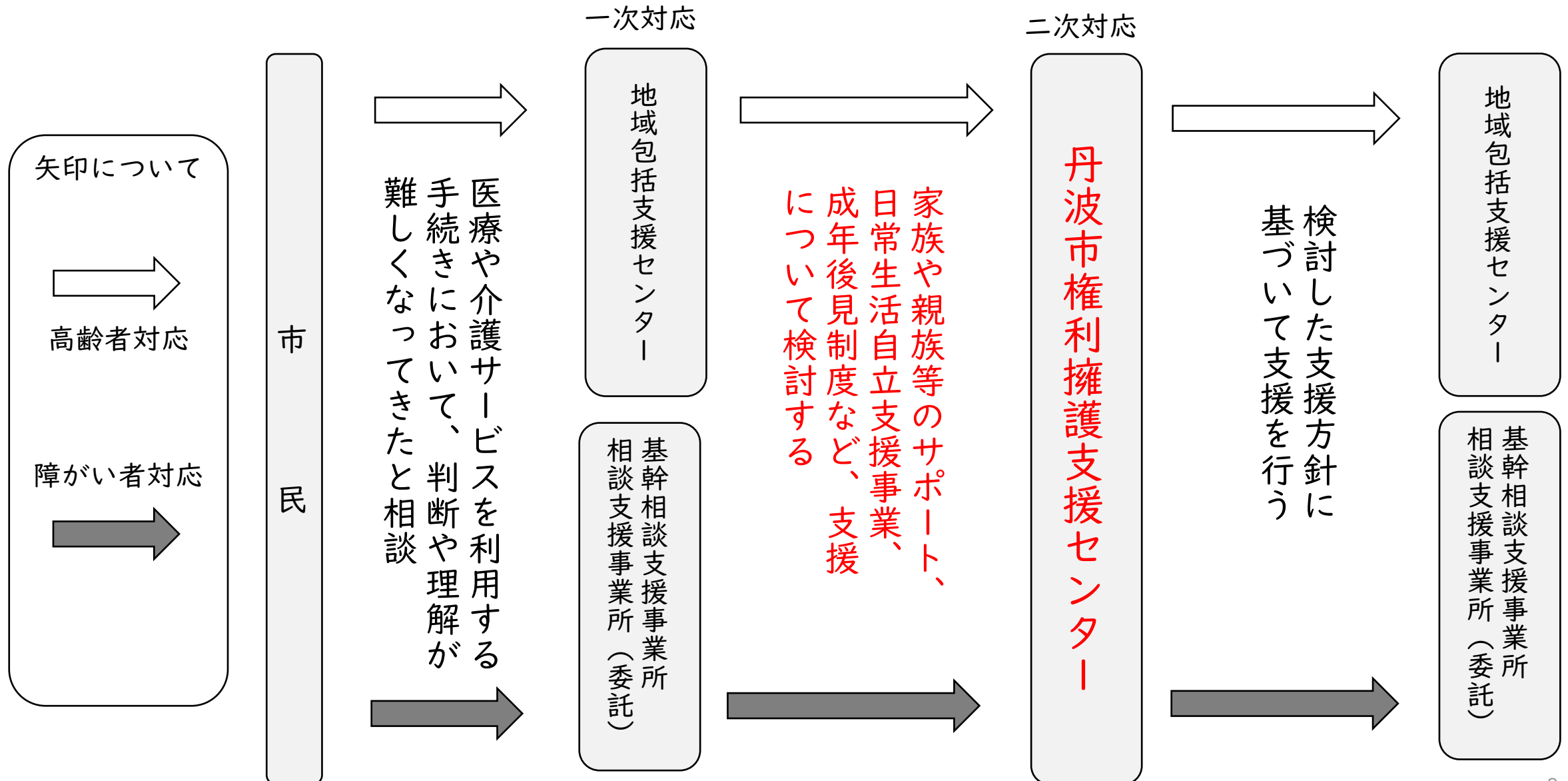
権利擁護支援における全体フロー



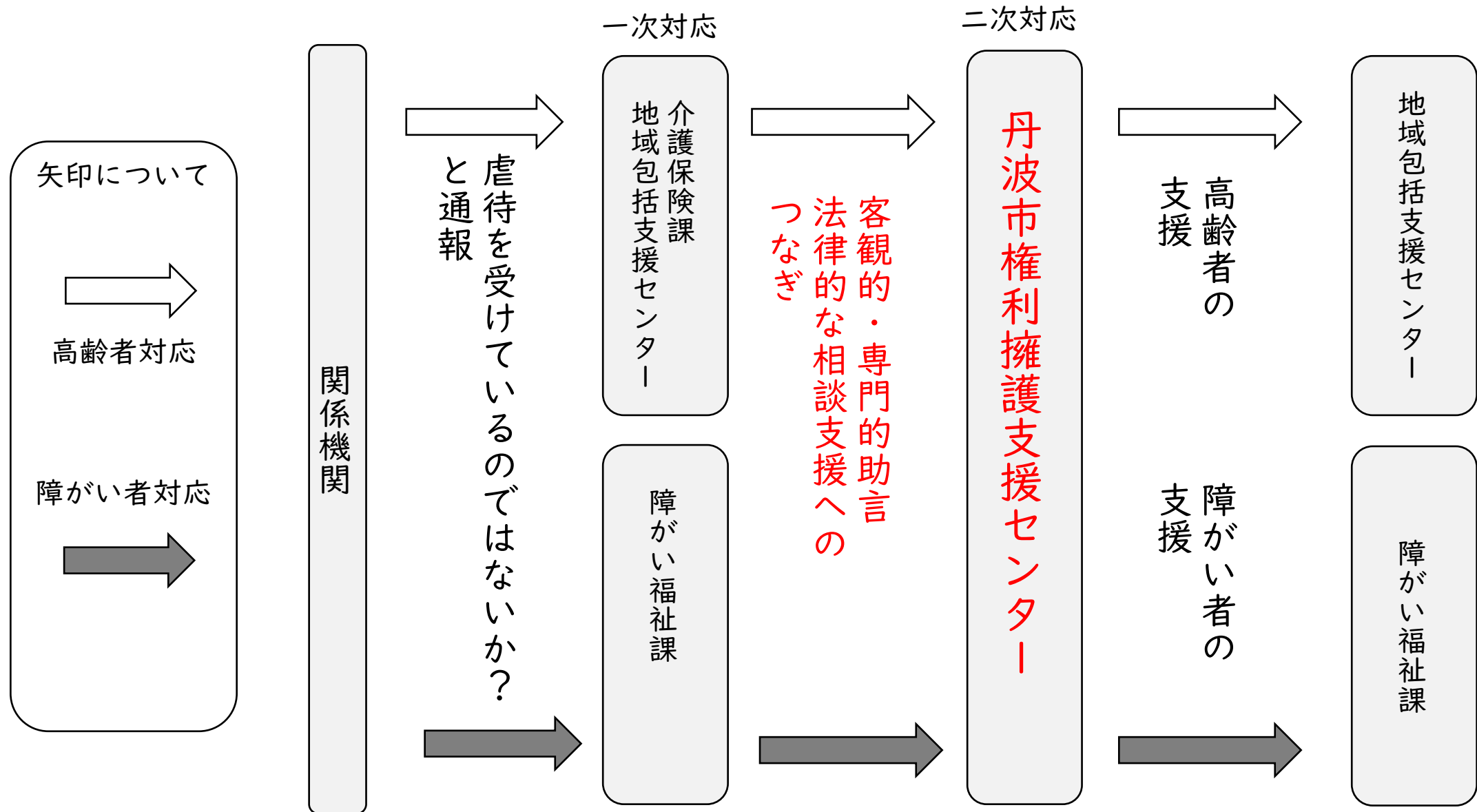
丹波市の権利擁護支援における相談フロー



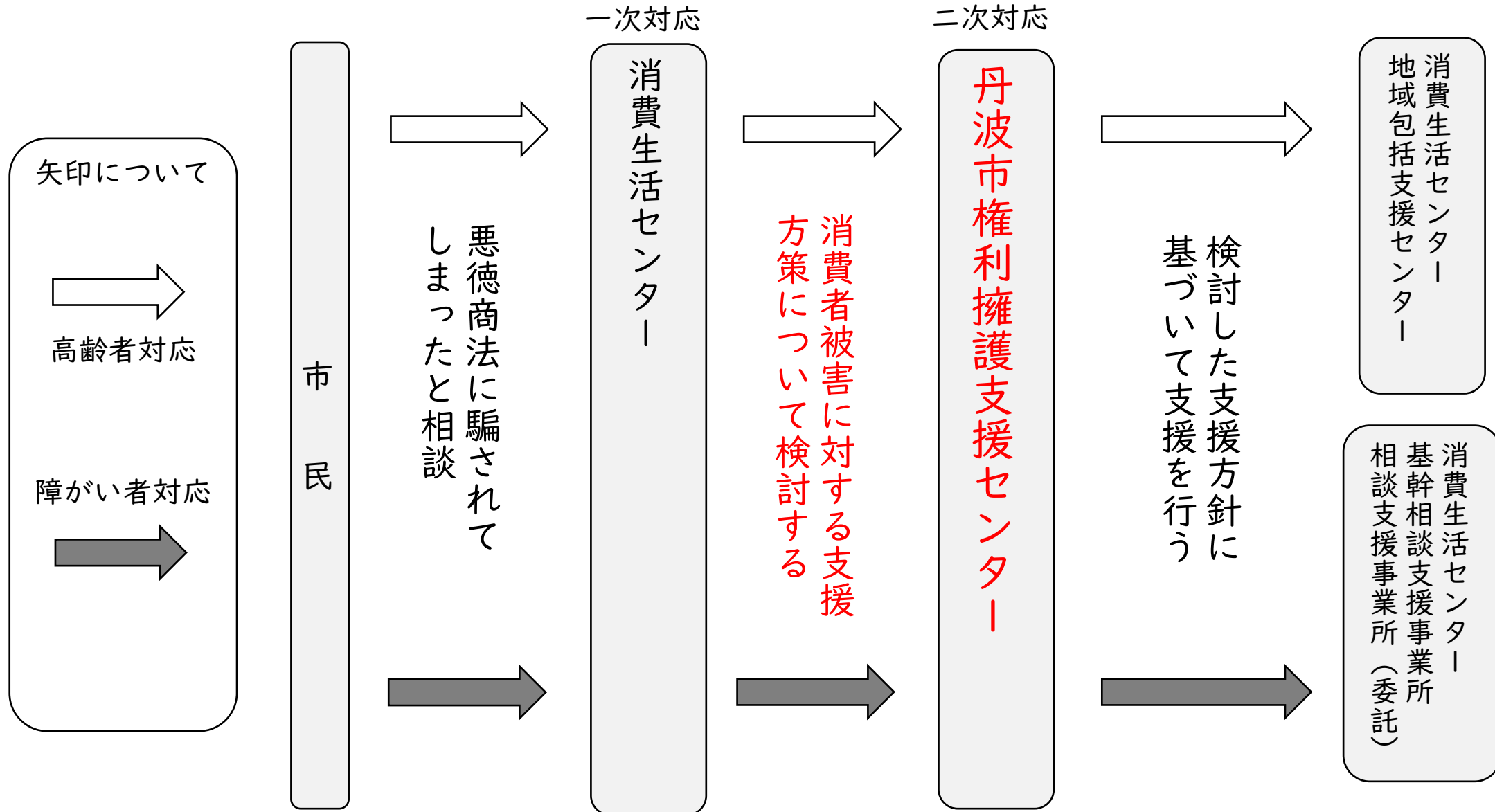
具体例Ⅰ：医療や介護サービスを利用する手続きにおいて、判断や理解が難しくなってきた場合



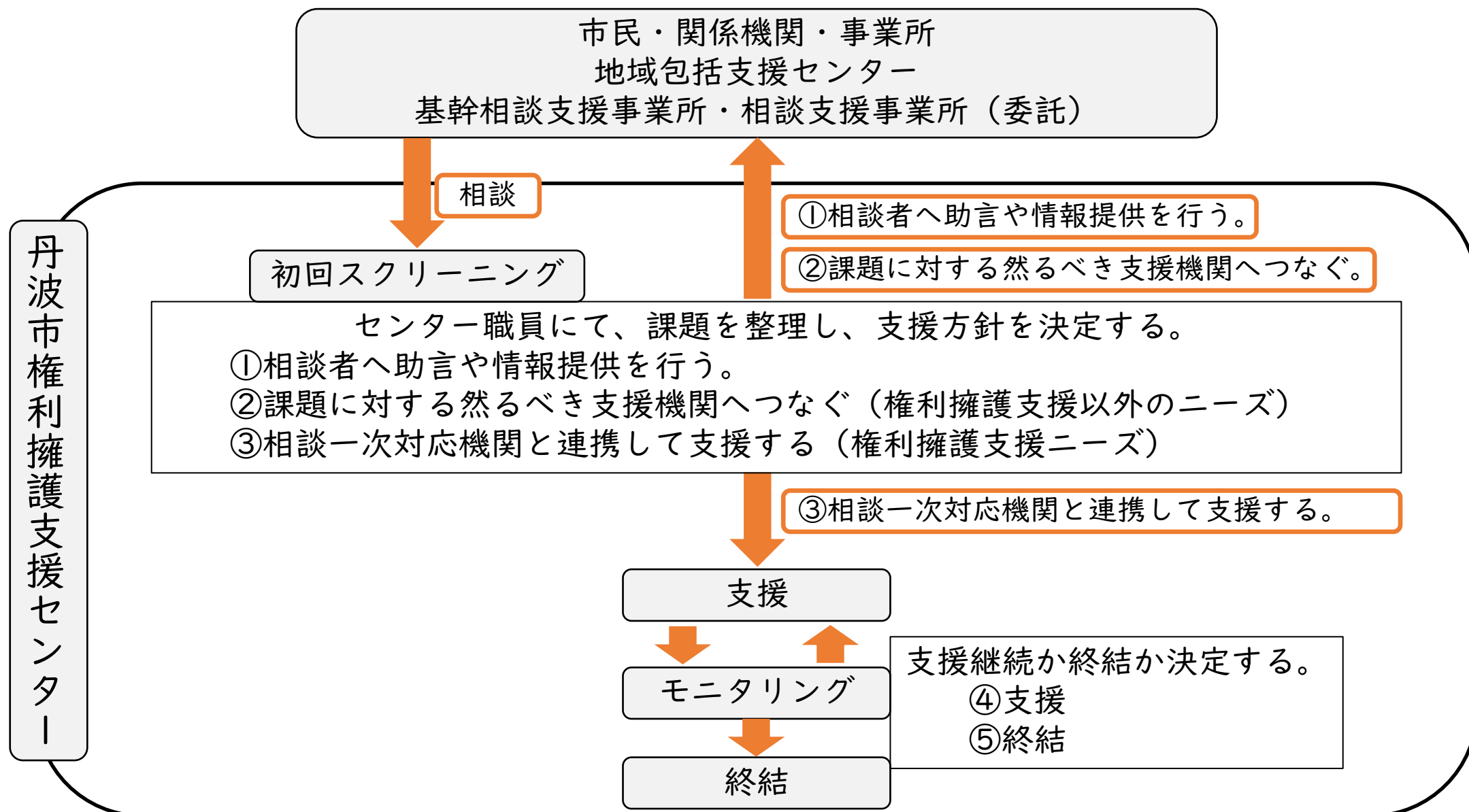
具体例 2：家族から暴言や暴力等を受けているのではないかと心配している。



具体例 3：悪徳商法に騙されてしまった。

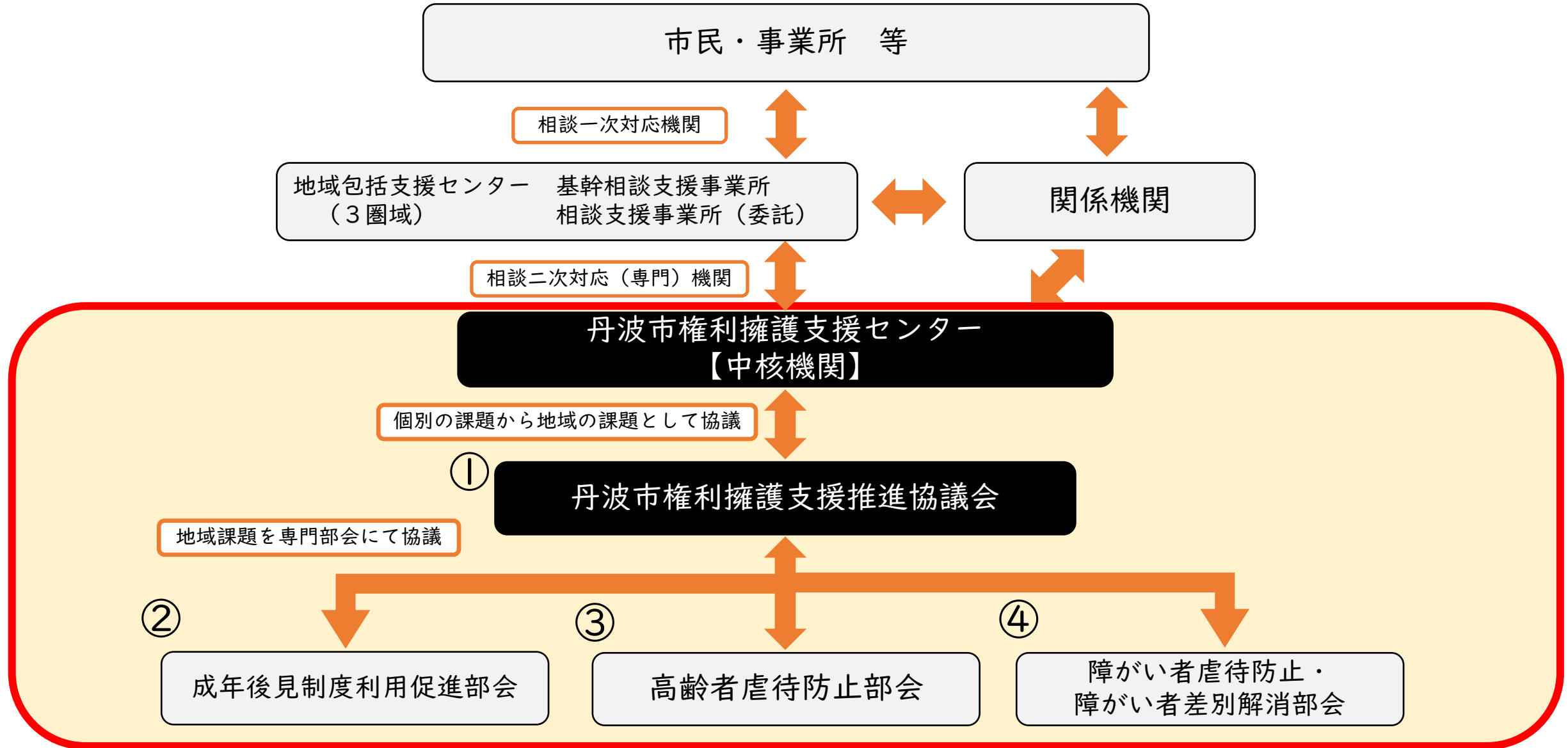


丹波市権利擁護支援センターにおける相談プロセス



(3) 丹波市権利擁護支援推進協議会

権利擁護支援における全体像



①丹波市権利擁護支援推進協議会

(1) 協議会の位置づけ

委員は、丹波市高齢者虐待対策推進要綱及び丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱を基に識見者、金融機関職員などから構成する。20人以内。
家庭裁判所はオブザーバーとする。

①丹波市権利擁護支援推進協議会

- (2) 専門職団体や当事者団体などを含む関係機関等が協力・連携体制をとり、権利擁護支援における地域課題の検討・調整・解決を行う。
- (3) 権利擁護支援センターの運営に関する協議を行う。

②成年後見制度利用促進部会

- (1) 丹波市権利擁護支援推進協議会における部会の位置づけ。丹波市権利擁護支援推進協議会の委員の中から5～7人で構成する。
- (2) 成年後見制度の利用促進等に関する協議を行う。

③高齢者虐待防止部会

- (1) 丹波市権利擁護支援推進協議会における部会の位置づけ。丹波市権利擁護支援推進協議会の委員の中から5～7人で構成する。
- (2) 高齢者虐待の防止に関する協議を行う。
(啓発活動、ネットワークの深化、情報交換)

④障がい者虐待防止・障がい者差別解消部会

- (1) 丹波市権利擁護支援推進協議会における部会の位置づけ。丹波市権利擁護支援推進協議会の委員の中から5～7人で構成する。
- (2) 障がい者虐待の防止に関する協議を行う。
- (3) 障がい者差別解消に関する協議を行う。
(啓発活動、ネットワークの深化、情報交換)

丹波市権利擁護支援推進協議会（体制の比較）

現状

高齢者虐待対策地域連絡会

障がい者虐待対策・
障がい者差別解消支援地域協議会



令和6年度以降

丹波市権利擁護支援推進協議会

成年後見制度利用促進部会

高齢者虐待防止部会

障がい者虐待防止・
障がい者差別解消部会

参考：丹波市高齢者虐待対策推進要綱

丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

丹波市高齢者虐待対策推進要綱	丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱
（構成） 第４条 連絡会は、次に掲げる団体、機関等（以下「構成機関」という。）で構成する。	（構成） 第３条 連絡会は、次に掲げる団体、機関等（以下「関係機関」という。）をもって構成する。
（１）丹波認知症疾患医療センター	（１）丹波市医師会
（２）丹波市医師会	（２）丹波市歯科医師会
（３）丹波市歯科医師会	（３）丹波健康福祉事務所
（４）丹波健康福祉事務所	（４）丹波警察署
（５）丹波警察署	（５）丹波市消防本部
（６）丹波市消防本部	（６）神戸地方法務局柏原支局
（７）神戸地方法務局柏原支局	（７）兵庫県弁護士会
（８）兵庫県弁護士会	（８）兵庫県司法書士会丹波支部
（９）兵庫県司法書士会丹波支部	（９）丹波市自治会長会
（１０）丹波市自治会長会	（１０）丹波市民生委員児童委員連合会
（１１）丹波市民生委員児童委員連合会	（１１）柏原人権擁護委員協議会
（１２）柏原人権擁護委員協議会	（１２）丹波市社会福祉協議会
（１３）丹波市社会福祉協議会	（１３）丹波市商工会
（１４）丹波市介護保険サービス事業者協議会	（１４）柏原公共職業安定所
（１５）在宅介護支援センター	（１５）丹波市身体障害者福祉協議会
（１６）丹波市	（１６）丹波市手をつなぐ育成会
（１７）丹波市地域包括支援センター	（１７）木の根会家族会
	（１８）障害福祉サービス事業所
	（１９）相談支援事業所
	（２０）公募による市民
	（２１）その他市長が必要と認める機関